

風水害対策編

第1章 基本事項

第1節 風水害による被害状況

本市において、これまでに発生した主な風水害の被害状況は以下のとおりである。
特に平成22年の7.15豪雨災害では、可児川の氾濫により死者1名、行方不明者2名の人的被害のほか、市内各地で道路の冠水、家屋の浸水、土砂崩れ等が発生した。

風水害発生状況

年 月 日	種 別	被 害 状 況
昭和34.9.26	台 風 (伊勢湾台風)	死者3人 負傷者59人 家屋全壊322戸 半壊514戸 浸水47戸
36.6.24 ~29	大 雨	降雨量24日~26日まで234mm 27日139.5mm 農地の冠水798ha 路面流出・路側の決壊98箇所 橋りょう流出3箇所
36.9.15 ~16	台 風 (第2室戸台風)	家屋全壊9戸 半壊41戸
45.6.16 ~18	大 雨	降雨量259mm 家屋半壊1戸 床下浸水28戸 農地の流出・埋没3.5ha 農地の冠水800ha
50.6.10	大 雨	死者2人 床下浸水145戸 農地の冠水・埋没0.7ha
58.9.28	大 雨	床上浸水12戸 床下浸水8戸 非住家の浸水15戸 農地の冠水29ha
平成4.8.11	大 雨	床上浸水1戸 床下浸水42戸 一部破損2戸 護岸決壊23箇所 道路崩壊1箇所 農地冠水6箇所
5.9.9	台 風 (14号)	床下浸水2戸 落橋1箇所 交通不能箇所2箇所 護岸決壊4箇所
10.9.22	台 風 (7号)	家屋半壊4戸 一部破損79戸 非住家の被害32戸 交通不能箇所94箇所 山腹崩壊0.04ha 農作物被害(水稲80ha 野菜31.8ha 果樹0.8ha)
11.9.15 ~16	台 風 (16号)	死者1人 床下浸水(住宅)23戸 (住宅以外)29戸 農地の冠水0.45ha 農地の土砂流出0.05ha 路側決壊11箇所 道路崩壊6箇所 護岸崩壊5箇所
22.7.15 ~16	大 雨	降雨量7時間で270mm 時間雨量91.5mm 死者1人 行方不明2人 負傷者1人 床上浸水(住宅)34棟 (住宅以外)157棟 床下浸水(住宅)151棟 (住宅以外)12棟
23.9.20 ~21	台 風 (15号)	負傷者1人 床上浸水(住宅)7棟 (住宅以外)34棟 床下浸水(住宅)53棟 (住宅以外)25棟
29.7.14	大 雨	床下浸水(住宅)4棟 (住宅以外)1棟 路側決壊9箇所
29.8.18 ~19	大 雨	記録的短時間大雨情報1回 床下浸水(住宅)7棟 (住宅以外)6棟 交通不能箇所4箇所

第2節 計画の前提条件

本市の自然・地勢的な特性から、伊勢湾台風のような強風及び大雨による被害や、7.15 豪雨災害のような局地的な豪雨による河川の氾濫や土砂災害等が今後も発生するおそれがあることを念頭に置いて計画を策定する必要がある。

そこで、本計画では、風水害による甚大な被害の発生を想定し、事前対策、災害応急・復旧対策について定める。

第2章 事前対策

第1節 防災思想・防災知識の普及

風水害発生時の被害を軽減するとともに、迅速かつ的確な応急対応を行えるようにするため、防災に関する知識や技術の普及を図る。

実施主体		活動内容 (> 個別計画・マニュアルなど)
自助	市民	<ul style="list-style-type: none"> • 風水害に応じた予防対策、応急対策や危険箇所の把握等の防災知識の習得に努める。 • 子どもを持つ家庭においては、風水害時に子ども自身で自らの安全を確保するための行動ができるように防災教育に努める。 • 市及び自主防災組織等が実施する水防訓練に積極的に参加する。 <p style="text-align: center;">-----</p> <p style="text-align: center;">> わが家のハザードマップ、洪水ハザードマップ、土砂災害ハザードマップ</p>
	自治会・自主防災組織	<ul style="list-style-type: none"> • 広報活動や市の水防訓練への参加、自主的な訓練の実施等を通じて、地域住民に対する防災知識の普及啓発を行う。 <p style="text-align: center;">-----</p> <p style="text-align: center;">> わが家のハザードマップ、洪水ハザードマップ、土砂災害ハザードマップ</p>
共助	可児市国際交流協会	<ul style="list-style-type: none"> • 当協会が実施する事業等を通じて、外国人に対して風水害の基礎知識、風水害時の情報収集手段、避難手順等の普及啓発を行う。
	岐阜県身体障害者福祉協会可児支部	<ul style="list-style-type: none"> • 当支部が実施する事業等を通じて、会員に対して風水害への備え、風水害時の情報収集手段、避難手順等の普及啓発を行う。
	可児市健友連合会	<ul style="list-style-type: none"> • 当会が実施する事業等を通じて、会員に対して風水害への備え、風水害時の情報収集手段、避難手順等の普及啓発を行う。
公助	市	<ul style="list-style-type: none"> • 県、防災関係機関と相互に連携し、住民に対する防災知識の普及啓発を図る。 • 災害時の具体的な行動マニュアルを作成し、住民に周知する。 • 防災関係機関・地域住民等(地域内企業を含む)と協力して水防訓練を実施するとともに、各自治会等が行う自主的な訓練を支援する。 • 市内在住外国人に対して防災広報等を実施し、防災意識の向上を図る。 <p style="text-align: center;">-----</p> <p style="text-align: center;">> 住民向けガイドブック、行動マニュアル、外国人向けガイドブック等、多文化共生推進計画</p>

資料編

第2節 自主防災活動の推進

大規模な風水害が発生した場合、防災関係機関の活動の遅延等が予想されるため、地域住民が団結し、組織的に活動することが重要である。そこで、地域の実情に合わせた自主防災活動を推進する。

実施主体		活動内容（ > 個別計画・マニュアルなど ）
自助	市民	<ul style="list-style-type: none"> 地域の自主防災活動に積極的に参加する。
共助	自治会・ 自主防災組織	<ul style="list-style-type: none"> 地域住民は市の「自主防災組織活動指針」等を参考に、地域の実状に即した自主防災組織を組織し、市との連携を強化する。 防災マニュアルの作成や危険箇所、避難行動要支援者等の把握を図る。 わが家のハザードマップの作成・更新に努める。 防災に関する知識や経験、技能等を有する人材の把握と活用に努める。 <p>-----</p> <p>> 自主防災組織活動指針、地区別災害時行動マニュアル、わが家のハザードマップ</p>
公助	市	<ul style="list-style-type: none"> 自主防災組織助成制度の実施、自主防災資機材の整備、研修の実施等により、自主防災組織の整備・充実を支援する。 わが家のハザードマップづくりを支援する。

資料編

自主防災組織一覧（資 - 3）、可児市地域防災力向上事業補助金交付要綱（資 - 67）

第3節 災害対策物資の備蓄

大規模な風水害が発生した直後の住民の生活を確保するため、食料、飲料水、生活必需品及び防災資機材等の備蓄ならびに調達体制を整備する。発災初期については、個人や自治会等の備蓄を中心に対応するものとし、市はその啓発に努める。

実施主体		活動内容 (> 個別計画・マニュアルなど)
自助	市民	<ul style="list-style-type: none"> 災害が発生した場合の食料や水、緊急物資の確保に努める。 各家庭で1週間程度の最低生活を確保できる食料や飲料水、緊急物資の備蓄(乳幼児、高齢者等の家族構成に配慮) のうち、非常持出品の準備(2~3日程度の食料、防災用品(懐中電灯、携帯ラジオ、救急用品等)) 携帯トイレや生活用水の備蓄
共助	自治会・ 自主防災組織	<ul style="list-style-type: none"> 緊急避難場所となる集会施設等に食料や水、防災資機材等を備蓄し、管理する。 <p>-----</p> <p>> 地区別防災備蓄計画</p>
公助	市	<ul style="list-style-type: none"> 災害が発生した場合、緊急に必要とする食料及び生活必需品を確保・供給するため、あらかじめ次の措置を講じる。 食料、生活必需品及び救急医療品の備蓄計画の策定 緊急物資調達に関する機関、業者との調達協定の締結 緊急物資調達に関する相互応援協定の締結 緊急物資の集積場所の選定 住民、事業所等に対する緊急物資確保の啓発、指導 炊き出し要請先リストの作成(学校給食施設、炊飯業者・外食事業者等の給食施設、自衛隊施設等)と、必要に応じた炊き出しに関する協定の締結 災害が発生した場合の飲料水を確保するため、あらかじめ次の措置を講じる。 岐阜県水道災害相互応援協定等に基づく他の水道業者からの応急給水等を含む応急給水計画による作業の習熟と必要に応じた計画の更新 応急給水用資機材等の整備充実(給水タンク、応急給水袋、給水栓、給水車) 復旧資材の備蓄 住民、事業所等に対する応急給水についての指導 情報通信機器及び防災・救助活動用資機材の備蓄を推進する。 <p>> 緊急食料及び生活必需品の調達・備蓄計画(年次整備計画)、 水道施設災害対策マニュアル</p>

資料編

応援協定一覧(資 - 16)、防災備蓄倉庫内容一覧(資 - 19)

給水用資機材の保有状況(資 - 21)、非常持出品リスト(第1次持出品)(資 - 22)

避難生活のための備蓄品リスト(第2次持出品)(資 - 23)

可見市地域防災力向上事業補助金交付要綱(資 - 67)

第4節 避難対策

災害が発生したとき、または発生するおそれがあるときに住民が速やかに安全な場所に避難できるよう、避難誘導體制を整備するとともに避難所を確保する。

実施主体		活動内容 (> 個別計画・マニュアルなど)
自助	市民	<ul style="list-style-type: none"> 緊急避難場所、避難所等の位置や避難経路を確認しておく。 ペット同伴で避難する場合は、日ごろからきちんとしつけをしておく。 <hr/> <p>> わが家のハザードマップ</p>
	自治会・ 自主防災組織	<ul style="list-style-type: none"> 市の指定避難所に避難する前に一時的に集合し、危険回避あるいは応急的な生活をする場所として、集会所等を「緊急避難場所」として指定しておく。また、指定した場合には、地区住民に周知する。 地域内の事業所等と平常時から連携を深める等、災害時に緊急避難場所として活用できる場所の発掘・確保に努める。 緊急避難場所となる集会施設や公園等の把握及び適切な管理を行う。 訓練等の実施により、災害時における地域住民の避難誘導及び安否確認の適切な実施ができるようにしておく。
公助	市	<ul style="list-style-type: none"> 自治会等が緊急避難場所を確保できるよう必要な支援を行う。 施設及び周辺の安全性を考慮して次のとおり避難所を指定し、住民に周知徹底する。また、避難所における非常用電源や通信手段等の確保、非構造部材の耐震化等の機能強化を図る。 避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。 <p>第一次避難所 住家の浸水、または避難の勧告等を受けた者を収容するため、市の地区センターを避難所として指定する。</p> <p>第二次避難所 第一次避難所だけでは収容できない場合に備えて、小中学校等の市立施設を避難所として指定する。また、福祉センター、老人福祉センターを福祉避難所(避難行動要支援者優先避難所)として確保する。</p> <p>第三次避難所 上記の避難所の補完あるいは災害協定に基づいて避難所として指定する。</p> <p>広域避難場所 上記 ~ の避難所で収容しきれない場合の避難場所として、あらかじめ広域避難場所を確保・指定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 大規模災害により大量の避難住民が発生した場合に備え、避難所の運営体制を確立するため、自主防災組織、施設管理者等と協議し、「避難所運営マニュアル」を策定する。

公助	市	<ul style="list-style-type: none">• 避難所運営マニュアルに基づき、避難所運営訓練（HUG）を実施する。• ペット同伴で避難する場合の対応マニュアルを整備する。
		➤ 避難所運営マニュアル、災害時動物救護マニュアル

資料編

指定避難所・指定緊急避難場所一覧（資 - 24）

第5節 避難行動要支援者対策

各種警報や情報の入手が困難で、避難等に配慮が必要な乳幼児、妊産婦、高齢者、要介護者、障がい者、外国人等の要配慮者を把握して防災知識の普及・啓発を図る。また、要配慮者のうち、特に支援を必要とする避難行動要支援者については名簿を作成する。

実施主体		活動内容（ > 個別計画・マニュアルなど ）
自助	避難行動要支援者本人（要介護者、障がい者、妊産婦、難病の患者等）	<ul style="list-style-type: none"> 日常生活に必要な用具、非常時の連絡先等を記したものを携帯する。 災害時に自身の安否を近親者、自治会長、避難支援者等に連絡できるようにしておく。
	自治会・自主防災組織	<ul style="list-style-type: none"> 地域内の避難行動要支援者の把握と情報の更新に努める。 避難行動要支援者の支援に向けた防災知識の普及、訓練の実施に努める。 避難行動要支援者名簿を所持している自治会・自主防災組織は、掲載者を平時から把握する。また、避難行動要支援者指定地域居住者名簿を所持している自治会・自主防災組織は、掲載者個々の避難支援者を決めておく。 <p>> 地区別避難行動要支援者避難支援計画</p>
共助	民生児童委員	<ul style="list-style-type: none"> 避難行動要支援者名簿または避難行動要支援者指定地域居住者名簿を所持している民生児童委員は、掲載者を平時から把握する。
	可児市国際交流協会	<ul style="list-style-type: none"> 災害時における多言語サポーター等の育成に努める。 <p>> 避難所運営マニュアル（外国人対応）</p>
	岐阜県身体障害者福祉協会可児支部	<ul style="list-style-type: none"> 避難行動要支援者への防災知識の普及・啓発に努める。
	可児市健友連合会	<ul style="list-style-type: none"> 避難行動要支援者への防災知識の普及・啓発に努める。
	施設管理者	<ul style="list-style-type: none"> 職員、入所者等に対し、要配慮者を災害から守るため、また、要配慮者が自らの災害対応能力を高められるよう、水防訓練、水防教育等を行うものとする。 市地域防災計画（下部マニュアル等を含む）に名称及び所在地を定められている要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、洪水時または土砂災害に係る避難確保計画を作成するほか、洪水時に係る避難確保計画に基づく自衛水防組織の設置に努める。また、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について市長に報告するとともに、当該計画に基づき避難誘導等の訓練を実施するものとする。

<p>公助 市</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 避難行動要支援者の把握を行うとともに、避難行動要支援者の支援について、関係機関等との協力体制を維持向上させる。 • 地域における避難行動要支援者の支援に向けて、地域住民、避難行動要支援者を対象に防災知識の普及、啓発、水防訓練を行う。 • 避難所、避難路等の防災施設の整備を図るとともに、避難行動要支援者への防災情報の提供、関係施設との連携による災害時における社会福祉施設での要介護者等の受入れ等を図る。 • 福祉避難所を確保するとともに、専用スペースの確保、避難所のバリアフリー化等について配慮する。 • 避難行動要支援者に必要な物資を確保する • 災害対策基本法第49条の10から第49条の13に基づく避難行動要支援者名簿の作成等を行うとともに、自治会等で避難支援を受けられない避難行動要支援者を把握する。 <p>➤ 避難行動要支援者用物資備蓄計画</p>
-------------	--

<p>資料編</p>
<p>指定避難所・指定緊急避難場所一覧（資 - 24）、避難行動要支援者名簿の作成等（資 - 79）</p>

第6節 学校等予防対策

学校等の災害予防あるいは児童生徒等の安全避難の訓練等について、各施設の経営者または管理者は災害条件を考慮し、施設別にその計画を樹立して実施の推進を図る。

実施主体		活動内容（ > 個別計画・マニュアルなど ）
共助	P T A	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童生徒等の安全に関する保護者向けの学習機会の確保に努める。 ・ 通学路の危険箇所等の調査及びハザードマップの作成・更新に努める。
公助	市 (学校等の経営者、管理者)	<p>1 防災教育の推進</p> <p>(1) 児童生徒等に対する防災知識の普及 児童生徒等への防災知識の普及を図るため、学校等（保育園、幼稚園、小学校、中学校）において防災上必要な安全教育を行う。防災知識の普及は、教育課程等に位置づけて実施し、学校行事等と関連性を持たせながら効果的に行うよう配慮する。</p> <p>(2) 教職員等の指導力の向上 教職員等に対して防災指導資料を配布し、あるいは講習会、研究会等を開催して防災知識の習得及び防災教育の指導力の向上に努める。</p> <p>2 登下校の安全確保 学校等の管理者は、児童生徒等の登下校の安全を確保するため、通学路の危険箇所を把握して、児童生徒等及び家庭への周知を図る。</p> <p>3 「命を守る訓練」の実施 訓練は、学校行事等に位置づけて計画し、児童生徒等の自主的活動により十分な効果を収めるように努め、年に1回以上は実施する。</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>> 児童生徒向け防災読本、危険等発生時対処要領</p>

資料編

第7節 水害予防対策

不測の事態に備えて、平時から水防資機材の点検・整備に努める。また、河川改修の状況等も踏まえ、災害対策にさらに万全を期するため、道路、橋りょう等の被害防止、または被害の誘因となるものの排除等維持補修に努める。

実施主体		活動内容 (> 個別計画・マニュアルなど)
共助	自治会・ 自主防災組織	<ul style="list-style-type: none"> ・土のうの作り方の習得や土のう袋等水防資機材の備蓄等に努める。
公助	市	<ol style="list-style-type: none"> 1 水防資機材の点検・整備 水害時に必要な資機材を水防センター、防災備蓄倉庫等に配備し、定期的に点検を実施する。 2 道路、橋りょうの維持補修 水害時に道路及び橋りょうの保全を図るため、次のとおり維持補修に努める。 <ul style="list-style-type: none"> (1)側溝の掘さく整備や水抜、暗きょ等の呑口の埋没を防ぐ掘さく及び流木の防止措置 (2)河川敷内の雑木及び堆積土の除去 (3)橋台、護岸の洗掘した箇所への補強 (4)河川と関連する路側石積の基礎の洗掘防止 3 樋管、排水設備の維持補修 水害の防止や被害の軽減を図るため、樋管及び排水設備の維持補修に努める。 4 国・県への要望 河川の浚渫等を国や県に要望する。 5 雨量計、水位計、監視カメラの点検・整備 観測に支障がないように定期的に機器を点検・整備するとともに、必要に応じて観測機器を増設する。また、これらの観測情報をホームページで公開する。

資料編

水防センター資機材一覧(資-20)、雨量計・水位計・監視カメラ設置場所一覧(資-43)

第8節 治山・治水対策

宅地化が進み、山地にまで開発が及んでいること等により、山地に起因する災害の危険性が高まっているため、治山事業を実施し、防災機能及び水源かん養機能を高め、併せて河川改修、防災施設の計画的な整備を進める。

実施主体	活動内容（ > 個別計画・マニュアルなど ）
市 公助 可児川防災等 ため池組合	<p>1 治山事業 山腹崩壊地、はげ山等の荒廃山地を復旧整備し、災害の防止、軽減を図る治山事業の実施を県に要請する。また、山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区等における山地防災機能を強化する保安施設の整備、災害防止機能の高い森林の整備等の一体的な事業の実施を県に要請する。</p> <p>2 河川改修事業 市内河川の調査を実施し、未改修河川の整備を推進する。また、河川流量抑制のため調整池の整備等を推進し、危険箇所の解消を図る。</p> <p>3 土砂災害対策事業 砂防堰堤を設置する砂防事業の実施を県に要請し予防措置を講ずるとともに、土石流危険渓流、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の周知や警戒避難体制の確立等のソフト面の対策を含めた総合的な土砂災害対策の推進を図る。</p> <p>4 急傾斜地崩壊対策事業 県が法律に基づいて指定する急傾斜地崩壊危険区域について、災害の防止、軽減が図られるように崩壊対策事業の実施を県に要請する。</p> <p>5 ため池防災事業 老朽化が進んでいるため池の堤体、洪水吐、取水施設の整備、補強に努めるとともに、雨期のため池管理に当たっては次の点に注意する。 (1)洪水の発生が予想される場合には、事前の巡回点検 (2)堤体、洪水吐、取水施設の整備 (3)必要に応じ土のう、杭等の応急資材の準備</p>

資料編

防災ため池一覧（資 - 42）、山腹崩壊危険地区一覧（資 - 44）
 崩壊土砂流出危険地区一覧（資 - 44）、土砂災害警戒区域一覧（資 - 45）
 急傾斜地崩壊危険区域一覧（資 - 45）、地震後に臨時点検報告する農業用ため池一覧（資 - 51）、重要水防箇所一覧（資 - 53）

第9節 ボランティア活動の支援

風水害発生時におけるボランティア活動が円滑に行われるように、ボランティア団体等との連携を図り、数の確保と質の向上に向けて活動の環境整備を推進する。

実施主体		活動内容 (> 個別計画・マニュアルなど)
共助	可児市赤十字奉仕団	<ul style="list-style-type: none"> 地域での炊き出し訓練等に協力する。
	可児市NPO協会	<ul style="list-style-type: none"> 災害支援活動を行うNPO等の活動支援を行う。
公助	可児市社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> 災害時にボランティア活動を総合的に調整するボランティアセンターをすみやかに設置できるよう、訓練等を実施する。 市や可児市NPO協会等と連携し、ボランティア意識の啓発及びボランティア活動に参加しやすい環境づくりを行う。 ボランティアコーディネーターの設置、育成に努める。 ボランティアの活動拠点となる施設の確保、情報機器、設備等の整備を図る。 <p>-----</p> <p>> ボランティアセンター運営要綱等、ボランティア登録制度、災害ボランティアセンター運営マニュアル</p>
	市	<ul style="list-style-type: none"> 可児市社会福祉協議会が行う、迅速かつ円滑な災害救援活動を可能とするための受け入れ体制づくりについて支援を行う。 可児市社会福祉協議会が行うボランティアコーディネーターの設置、育成について支援する。

資料編

第10節 通信手段の確保

事前対策及び応急対策上必要な情報の伝達・交換を円滑に実施するための防災通信設備等の整備として、通信網の多様化、複線化を進める。

実施主体	活動内容（ 〉 個別計画・マニュアルなど ）
公 助 市	<p>1 防災行政無線の整備充実 災害広報を即時かつ一斉に実施するための同報無線通信施設、災害現場、各地域との通信を確保するための移動無線通信施設の機能の充実及び一層の信頼性の向上を図る。また、平常時から定期及び随時に保守点検を実施するとともに、運用の習熟に努める。</p> <p>2 全国瞬時警報システム（J-ALERT）の周知 本システムの利活用について、広報紙、ホームページ等を通じて住民に周知し、住民の生命、身体の安全確保と財産の保護に努める。</p> <p>3 各種通信網の整備充実 通信の途絶を回避するため、多様な通信手段を確保する。また、防災行政無線、携帯メール、インターネット等を個別ではなく一斉に配信できるシステムの構築に努める。</p> <p>（1）防災行政無線 （2）携帯メール一斉配信システム（すぐメールかに） （3）インターネット（ホームページ、フェイスブック、ツイッター等） （4）衛星携帯電話 （5）災害時優先電話 （6）ケーブルテレビ可児 （7）コミュニティFM（FMらら） （8）緊急速報メール</p> <p>4 県防災通信システム等の通信訓練 平素から県防災行政無線、県被害情報集約システム、防災相互通信用無線等の通信訓練を実施し、災害時に防災関係機関との通信が確実に行えるようにしておく。</p>

資料編

防災行政無線設備一覧（資 - 30）、防災相互通信用無線局一覧（資 - 34）

災害時優先電話設置場所一覧（資 - 36）

第11節 災害情報の収集・伝達対策

事前対策及び応急対策活動を迅速かつ的確に行うために、防災関係機関、報道機関等と連携し、気象、水防、土砂災害等に関する情報の調査、報告及び収集、伝達体制を確立する。

実施主体		活動内容（ > 個別計画・マニュアルなど ）
自助	市民	<ul style="list-style-type: none"> • 災害時に自ら情報を取得できるよう、以下のような手段を把握し、活用方法を習得しておく。 <li style="padding-left: 20px;">防災行政無線 <li style="padding-left: 20px;">「防災無線」電話で確認サービス <li style="padding-left: 20px;">携帯メール・斉配信システム（すぐメールかに） <li style="padding-left: 20px;">緊急速報メール <li style="padding-left: 20px;">インターネット（ホームページ、フェイスブック、ツイッター等） <li style="padding-left: 20px;">ケーブルテレビ可児 <li style="padding-left: 20px;">コミュニティFM（FMらら） <li style="padding-left: 20px;">テレビのデータ放送
共助	自治会・ 自主防災組織	<ul style="list-style-type: none"> • 災害に関する情報を収集する手段を地域住民に周知する。 • 連絡網の整備等、災害情報を住民に伝達する方法を決めておく。 <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>> 地区別災害時緊急連絡網等</p>
公助	市	<ul style="list-style-type: none"> • 関係機関との連絡や情報収集・伝達体制の確立を図り、正確な情報提供を実施する。 • 住民への災害情報の伝達を確実にを行うため、多様な情報伝達手段を確保する。 <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>> 災害情報収集マニュアル、災害対策本部運営マニュアル</p>

資料編

第3章 災害応急・復旧対策

1. 準備・警戒～緊急初動期（発災前および発災から数時間後まで）

第1節 災害対策活動体制

風水害が発生し、または発生するおそれがある場合に、状況に応じて迅速に対応できるように、あらかじめ動員の範囲や連絡方法、任務分担等を明確にする。

実施主体		活動内容（ > 個別計画・マニュアルなど ）
自助	市民	<ul style="list-style-type: none"> ・大雨、台風の接近時等、災害が発生するおそれがある場合は、身の回りの備えを確認する。 ・災害が発生した場合は、まず自身及び家族の安全を確保し、状況に応じて適切に行動する。
	自治会・ 自主防災組織	<ul style="list-style-type: none"> ・大雨、台風の接近時等災害が発生するおそれがある場合は、地区内の事前対策を行う。 ・災害が発生した場合は、地区内の状況を把握する。また、自治連合会長は、地区の連絡所長と連携して各地区の状況を把握する。 <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>> 地区別災害時行動マニュアル</p>
公助	消防団	<ul style="list-style-type: none"> ・団員は、大雨、台風の接近時等災害が発生するおそれがある場合は、団長の指示により自宅に待機する。 ・消防団幹部は、災害対策本部の設置後、速やかに市役所に参集する。その他の団員は、消防車庫に出動して団長の指示があるまで待機する。 ・団員は、団長の指示により災害対策活動を実施する。 <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>> 災害時消防団活動要領</p>
	市	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害準備体制 大雨警報、洪水警報の発令または短時間に多量の降水があった場合は、課長職以下の担当職員により準備体制をとり、主に情報収集を行う。 2 災害警戒本部 暴風警報の発令または災害が発生するおそれが高まった場合は、災害対策本部を設置する前段階の警戒体制として設置する。県及び関係機関との連絡を密にして、特に災害予防対策に努める。

<p>公 助 市</p>	<p>3 災害対策本部</p> <p>(1)設置基準、解散基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 木曽川、可児川が氾濫危険水位に達した時 ・ 災害が発生し、または発生するおそれがあり大規模な被害が予想される時 ・ その他、市長が必要と認めた時 ・ 災害発生のおそれが解消し、または災害応急対策が概ね完了したと市長が認めた時 <p>(2)設置場所</p> <p>市役所本庁舎4階会議室とする。ただし、使用不能の場合は、近隣の市有施設を代替場所とする。</p> <p>(3)組織編成</p> <p>資料編「災害対策本部の組織編成」のとおり。</p> <p>(4)本部員会議</p> <p>本部の設置後に必要がある時に開催し、災害応急対策の基本的な事項及び各組織において実施する対策の方針を定めるとともに、各組織において実施する対策の総合的な調整、推進に当たる。</p> <p>(5)体制</p> <p>資料編「災害の状況による職員体制」のとおり。また、時間経過ごとの体制は、資料編「緊急初動期から応急活動期における各部の役割(風水害時)」のとおり。</p> <p>(6)分担任務</p> <p>資料編「災害時における各課の分担任務」のとおり。</p> <p>4 現地災害対策本部</p> <p>災害の規模、程度等により必要があると認める時は、現地災害対策本部を設置し、現地における応急対策を実施する。現地本部は、被災地に近い公共施設を使用する。</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>▶ 職員参集マニュアル、災害警戒本部マニュアル、災害対策本部マニュアル</p>
--------------	---

資料編
<p>災害対策本部の組織編成(資-6)、災害の状況による職員体制(風水害、その他災害時)(資-7)、災害の状況による職員体制(地震時)(資-8)、緊急初動期から応急活動期における各部の役割(風水害時)(資-9)、災害時における各課の分担任務(資-13)</p>

第2節 水防活動

大雨や洪水等による水害を警戒、防ぎよし、これによる被害を軽減するとともに、人命及び財産の保護を図る。

実施主体		活動内容 (> 個別計画・マニュアルなど)
自助	市民	<ul style="list-style-type: none"> 大雨、台風の接近時は、風雨が強くなる前に、早めに屋外の備えをする テレビ、ラジオ等から気象情報を収集する。 避難勧告等が発令されていない場合でも、危険を感じた時は、早めに安全な場所（自宅の2階も含む）に避難する。
共助	自治会・ 自主防災組織	<ul style="list-style-type: none"> 大雨、台風の接近時には、地区内の浸水が起こりやすい箇所等に土のうを早めに積む等の事前措置を講ずる。 避難勧告等が発令された時は、地区の災害時行動マニュアル等により、地区住民を避難所等の安全な場所に避難誘導する。 <p>-----</p> <p>> 地区別災害時行動マニュアル</p>
公助	消防団	<ul style="list-style-type: none"> 消防団の幹部は、災害対策本部の設置後、速やかに市役所に参集する。その他の団員は、消防車庫に出動し団長の指示があるまで待機する。 団長の指示により、団員は主に次の水防活動を行う。 各地区の重要水防箇所を監視する。 土のう積み、通行止め措置、浸水箇所の排水作業等の水防活動を行う。 避難勧告等が発令された時には、該当地区内を巡回して、住民に避難を促す。 浸水、土砂崩れ等による行方不明者の搜索を警察署、消防署と協力して行う。 <p>-----</p> <p>> 災害時消防団活動要領</p>
公助	市 (可児市建設業 協同組合)	<ol style="list-style-type: none"> 職員の参集 職員は、原則として風水害時の配備体制の基準により参集する。 消防団の出動要請 市長が消防団の出動が必要と認めた時は、原則として風水害時の配備体制の基準により、消防団長に消防団の現場への出動を要請する。 雨量、水位等の観測 市内12箇所の雨量計及び可児川、久々利川、木曾川の計6箇所の水位計を観測する。また、これらに加えて今後の気象予報、土砂災害警戒情報等を避難勧告等の発令の判断材料とする。

公助	<p>市、可児川防災等ため池組合 (可児市建設業協同組合)</p>	<p>4 監視及び警戒 浸水想定区域の監視及び警戒を厳重にし、重要水防箇所、過去の被害箇所、アンダーパスその他重要な箇所を中心に巡視し、異常を発見した場合は、直ちに当該管理者及び県に連絡する。また、必要に応じて通行止め等の緊急措置を講ずるほか、建設業協同組合に応援を要請する。</p> <p>5 水防作業 (1)河川水位の変動を監視し、必要に応じて水門、ため池等の門扉等の開閉を行う。 (2)河川、ため池、急傾斜地等が漏水、越水、土砂崩れ等のおそれがあり、放置しておく危険である場合、または既に被害が発生している場合には、現場の状況により応急措置を施す。 (3)災害の状況により、排水ポンプによる排水作業を行うとともに、可児市建設業協同組合に応急復旧活動の応援を要請する。</p> <p>6 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示・緊急の発令 市長は、避難勧告等の判断・伝達マニュアルの基準により、避難勧告等を発令する。</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>➤ 災害対策本部マニュアル、避難勧告等の判断・伝達マニュアル</p>
----	---------------------------------------	--

資料編
<p>応援協定一覧(資-16)、水防センター資機材一覧(資-20)、防災ため池一覧(資-42) 雨量計・水位計・監視カメラ設置箇所一覧(資-43)、山腹崩壊危険地区一覧(資-44) 崩壊土砂流出危険地区一覧(資-44)、急傾斜地崩壊危険区域一覧(資-45) 土砂災害警戒区域一覧(資-45)、地震後に臨時点検報告する農業用ため池一覧(資-51) 重要水防箇所一覧(資-53)</p>

第3節 避難対策

風水害発生により危険が急迫し、住民等の生命及び身体の安全の確保等が必要と認められるとき、市を中心として防災関係者が相互に連携をとり、地域住民に対して避難のための立退きの勧告、指示等を行い、安全な場所へ避難させる。

実施主体		活動内容 (> 個別計画・マニュアルなど)
自 助	市民	<ul style="list-style-type: none"> 避難勧告等が発令されていない場合でも、危険を感じた時は、自ら早めの避難に努める。 避難勧告等が発令された時は、安全な避難場所（必ずしも避難所とは限らない。自宅の2階でも可）への避難行動を開始する。 ペットの取り扱いについては、別途マニュアルによる。
		<p>> 災害時動物救護マニュアル</p>
共 助	自治会・ 自主防災組織	<ul style="list-style-type: none"> 避難勧告等が発令された時は、状況に応じて集会所等の安全を確認し、緊急避難場所として開設する。 避難勧告等が発令された時は、緊急連絡網等により地区内の住民に伝達し、地区の災害時行動マニュアル等により、地区住民を避難所等の安全な場所に避難誘導する。
		<p>> 地区別災害時行動マニュアル</p>
公 助	市	<p>1 避難所の開設</p> <p>(1)開設時期 原則として災害対策本部の設置時とする。</p> <p>(2)開設場所 災害の態様に応じ安全適切な場所を選定して開設する。開設した場合には、防災行政無線、携帯メール一斉配信システム等の情報通信手段により、速やかに住民に周知するとともに、県、警察署及び関係機関に連絡する。</p> <p>2 避難所の体系</p> <p>第一次避難所 住家の浸水、または避難の勧告等を受けた者を収容するため、市の地区センターを避難所として指定する。</p> <p>第二次避難所 第一次避難所だけでは収容できない場合に備えて、小中学校等の市立施設を避難所として指定する。また、福祉センター、老人福祉センターを福祉避難所（避難行動要支援者優先避難所）として確保する。</p> <p>第三次避難所 上記の避難所の補完あるいは広域拠点等として災害協定に基づいて避難所として指定する。</p>

公 助 市	<p style="text-align: center;">広域避難場所</p> <p>上記 ~ の避難所で収容しきれない場合の避難場所として、あらかじめ広域避難場所を確保・指定する。</p> <p>3 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示・緊急の発令 避難勧告等の判断基準に応じて、次の事項を明示し、避難勧告等を発令する。発令した場合には、防災行政無線、携帯メール一斉配信システム、コミュニティ FM 等の情報通信手段により、速やかに住民及び自治会長に周知するとともに、県、警察署及び関係機関に連絡する。</p> <p style="text-align: center;">避難対象地域 避難対象世帯数（人数） 避難先 勧告・指示の理由 避難に当たっての必要事項または参考事項</p> <p>4 避難所の運営 避難所従事職員は、避難者数、避難者のニーズ等を把握し、本部に報告する。また、避難所の運営をあらかじめ定めた「避難所運営マニュアル」により避難者と協力して避難所の運営を行う。</p> <p>5 帰宅困難者対策 (1) 市外に帰宅する者（市内滞留者） 緊急速報メール等により、避難所の場所、道路情報等の情報提供に努める。 (2) 市内に帰宅する者（市外滞留者） ホームページ、ツイッター等により、市内の被害状況等を発信する。</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>➤ 避難勧告等の判断・伝達マニュアル、避難所運営マニュアル</p>

資料編
指定避難所・指定緊急避難場所一覧（資 - 24）

第4節 避難行動要支援者対策

風水害発生時、避難行動要支援者は身体面または情報面のハンディキャップから迅速な行動がとれず、その後の避難生活においても不自由を強いられることから、情報提供、避難誘導、救護・救済等についてきめ細やかな対策を講じる。

実施主体		活動内容（ > 個別計画・マニュアルなど ）
自助	避難行動要支援者本人	<ul style="list-style-type: none"> 災害の発生または避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示・緊急が発令された時は、自身の安否を近親者、自治会長、避難支援者等に連絡する。
	市民	<ul style="list-style-type: none"> 災害の発生または避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示・緊急が発令された時は、平時から把握している近隣の避難行動要支援者の安否を確認し、安全な場所への避難誘導に努める。
共助	自治会・自主防災組織	<ul style="list-style-type: none"> 災害の発生または避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示・緊急が発令された時には、民生児童委員と協力して避難行動要支援者名簿掲載者、避難行動要支援者指定地域居住者名簿掲載者及び平時から把握している地域内の避難行動要支援者の安否を確認し、安全な場所への避難誘導に努める（できる限り、指定地域居住者名簿掲載者を優先する）。 安否の確認ができない避難行動要支援者を、地区の連絡所長を通じて市に連絡する。
	民生児童委員	<ul style="list-style-type: none"> 災害の発生または避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示・緊急が発令された時には、自治会・自主防災組織と協力して避難行動要支援者名簿掲載者、避難行動要支援者指定地域居住者名簿掲載者及び平時から把握している担当地区内の避難行動要支援者の安否確認に努める（できる限り、指定地域居住者名簿掲載者を優先する）。
	可児市国際交流協会	<ul style="list-style-type: none"> 災害の発生または避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示・緊急が発令された時は、多文化共生センターの利用者の安全を確保する。また、同センター内に災害時多言語支援センターを設置し、災害時の多言語サポーターを確保するとともに、避難所等の必要とされる施設に派遣する。 <p>-----</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害時多言語支援センター運営マニュアル
公助	市 消防団 可茂消防事務組合 可児警察署	<ol style="list-style-type: none"> 警戒・避難情報の伝達 <p>> 避難勧告等の判断基準により、避難準備・高齢者等避難開始を発令し、避難行動要支援者に対して早めの避難を促す。なお、伝達方法としては、防災行政無線やホームページ等のほか、支援者となる自治会長、民生児童委員に対して、警戒・避難情報等を個別に携帯メール配信する。</p>

公助 市 消防団 可茂消防事務組合 可児警察署	2 避難行動要支援者の安否確認 (1) 自治会等で避難支援を受けられない避難行動要支援者の安否確認を消防団、消防署及び警察署と連携して行う。 (2) 避難行動要支援者名簿を提供している自治会等に安否不明者の有無を照会する(指定地域居住者名簿を提供している自治会を優先して照会する)。 (3) 安否不明者の連絡を受けた場合は、災害の危険性が高い地区を優先的に、消防団、消防署及び警察署と連携して確認を行う。
	3 避難行動要支援者への配慮 (1) 避難所 必要に応じて福祉避難所を開設し、避難行動要支援者に必要な物資を確保する。避難所での援護にあたっては、避難所運営マニュアル等に基づき対応する。 (2) 福祉サービスの継続 福祉サービス事業者との間で速やかに連絡を取り、避難行動要支援者が継続して福祉サービスが受けられるように努める。また、必要に応じて民間福祉施設との協定に基づき、緊急入所等を要請する。 (3) 外国人支援対策 可児市国際交流協会と協力して、外国人の被災状況、避難状況に関する情報を収集するとともに、外国人が孤立しないよう必要な情報を収集し、外国語による情報発信に努める。
> 避難勧告等の判断・伝達マニュアル、避難行動要支援者支援マニュアル、避難所運営マニュアル	

資料編
応援協定一覧(資-16)、指定避難所・指定緊急避難場所一覧(資-24)、 避難行動要支援者名簿の作成等(資-79)

第5節 通信手段の確保

風水害発生時における各種情報の収集、災害応急対策に必要な指示の伝達を迅速かつ確実に実施するため、通信手段の確保に努める。

実施主体		活動内容 (> 個別計画・マニュアルなど)
共助	自治会・ 自主防災組織	<ul style="list-style-type: none"> 一般加入電話、携帯電話による通信ができない場合は、地区住民の安否、被害情報等の収集・伝達役の人員を確保する。
公助	市	<p>1 通信手段の機能確認 災害発生後直ちに防災行政無線、携帯メール一斉配信システム等の情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障がある場合には早急に復旧を行う。</p> <p>2 通信の方法 通信網の被害状況等により一定できないが、概ね一般加入電話(災害時優先電話)、携帯電話、衛星携帯電話、市防災行政無線のうちから実情に即した方法で行う。県や防災関係機関とは、県防災通信システムや防災相互通信用無線を活用する。</p> <p>また、これらの通信手段だけでは不十分な場合は、災害協定に基づきアマチュア無線団体に応援を要請する。</p> <hr/> <p>> 災害時通信手段確認マニュアル</p>

資料編

防災行政無線設備一覧(資-30) 災害時優先電話設置場所一覧(資-36)

第6節 災害情報等の収集・伝達・広報

風水害発生時は、速やかに被害状況等の情報の収集・伝達及びその広報を行う。また、情報の調査・収集は、災害発生時からの時間経過も含めて、状況の把握に努める。

実施主体		活動内容 (> 個別計画・マニュアルなど)
自助	市民	<ul style="list-style-type: none"> 災害の発生または避難勧告等が発令された時は、自身及び家族の安否、被害状況を自治会長等に連絡する。
共助	自治会・自主防災組織	<ul style="list-style-type: none"> 災害の発生または避難勧告等が発令された時は、地区内の被害状況、避難状況等を調査して、地区の連絡所に報告する。
公助	市	<p>1 情報の収集・伝達 被害や避難に関する情報は、発災後から継続的に収集するが、住民、自治会、防災関係機関等からのすべての情報は、本部(市役所本庁舎4階)で一元的に収集、集約する。また、本部がこれらの情報を適宜速やかに関係機関に伝達する。</p> <p>2 被害状況の調査 各部課は、分担業務に係る被害状況の調査を実施して、本部に報告する。</p> <p>3 災害広報 災害発生後速やかに広報部門を設置し、被災者をはじめとする住民に対して、適切かつ迅速な広報活動を行う。</p> <p>(1) 広報の手段 防災行政無線、ホームページ、携帯メール・斉配信システム、ケーブルテレビ、コミュニティFM、フェイスブック、ツイッター等による情報提供、報道機関への情報提供、その他広報手段を有効に活用し、また自治会を通じる等、迅速かつ的確な広報を行う。</p> <p>(2) 広報の内容 被害の発生状況、避難に関する情報、応急対策活動に関する状況、その他住民生活に関すること等、被災者のニーズに応じたきめ細やかな情報を発信する。</p> <p>(3) デマ等の発生防止対策 報道機関の協力も得て、正確な情報を迅速に発信するとともに、デマ等の事実を把握した時にはその解消のため適切な措置を講ずる。</p> <hr/> <p>> 災害時広報マニュアル</p>

資料編

第7節 救助活動

生命、身体が危険な状態にある者の救出または生死不明の状態にある者に対する必要な救助、捜索、保護を図る。

実施主体		活動内容 (> 個別計画・マニュアルなど)
共助	自治会・ 自主防災組織	<ul style="list-style-type: none"> • 救助活動の主体は公的機関ではあるが、災害時には浸水、倒壊家屋等により多数の救出を要する者が発生し、早急な対応が困難になることから、自治会または自主防災組織の救助・救出班を中心に、できる限りの救助活動を行う。
公助	市 消防団 可茂消防事務組合 可児警察署	<p>1 救出の方法</p> <p>(1)市、消防署及び警察署は、緊密な連携のもと実情に即した方法により速やかに救出作業を行う。</p> <p>(2)救出作業は、主に消防署が行い、消防団はその後方支援に努める。</p> <p>2 応援の要請</p> <p>救出の実施が困難な場合は、県及び県内市町村に救出の実施またはこれに要する資機材について応援を要請する。なお、広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、広域消防相互応援協定により応援を要請する。</p> <p>また、大規模な土砂崩れ、河川の決壊等により生き埋め者、行方不明者が発生した場合など、広域的な対応だけでは対処できない場合は、自衛隊や緊急消防援助隊の派遣について県知事を通じて要請する。</p>

資料編

応援協定一覧(資-16)

第8節 医療救護活動

風水害により医療の機能が不足し、または医療機関が混乱した場合、医師会等の協力の下、り災者に対し応急的に医療、助産を施し、人身の保全を図る。

実施主体		活動内容 (> 個別計画・マニュアルなど)
共助	自治会・自主防災組織	<ul style="list-style-type: none"> 医療救護活動の主体は公的機関ではあるが、災害時には多数の傷病者が発生し、早急な対応が困難になることから、自治会または自主防災組織の救護班を中心に、できる限りの応急手当を行うとともに傷病者を医療機関、応急救護所に搬送する。
	可児医師会 可児歯科医師会 可茂薬剤師会	<ul style="list-style-type: none"> 可児医師会は、市からの要請に基づいて医療救護班を編成する。 医療救護班は、市が指定する救護所（医療機関）で医療救護活動を実施する。 医療救護班の業務内容は、概ね次のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> 傷病者に対するトリアージ 傷病者に対する応急措置及び必要な医療 助産 災害時に医療救護を行うと想定されている医療機関への転送及び順位の決定 死亡の確認及び死体の検案 可児歯科医師会は、市または可児医師会からの要請に基づき、救護所（医療機関）において医療救護活動を行う。 可茂薬剤師会は、市または可児医師会からの要請に基づき、医療救護活動に必要な医薬品の確保と、救護所（医療機関）における調剤、服薬指導及び医薬品等の保管管理を行う。 <hr/> > 医療救護班編成計画、災害時医療救護活動マニュアル
公助	市	<ol style="list-style-type: none"> 医療救護対策 <ul style="list-style-type: none"> (1) 市内の傷病者の実態を把握する。 (2) 医師会等に医療救護活動の協力を要請する。 (3) 安全確認が出来た医師会等の医療機関を指定して救護所を開設する。 (4) 不足する医薬品、衛生資材等を調達するとともに、必要に応じて可茂薬剤師会に調達を要請する。 応援の要請 <ul style="list-style-type: none"> 災害の程度により必要であれば、県及びその他関係機関に応援を要請する。 <hr/> > 災害時医療救護実施計画

資料編

応援協定一覧（資 - 16）、医療機関一覧（資 - 25）、災害用救急医療セット一覧（資 - 27）

第9節 学校等応急対策

風水害発生時における児童生徒等の生命の安全を確保するとともに、平常時と同様に教育活動が行えるように、施設の応急復旧及び教職員の確保を図る。

実施主体	活動内容（ > 個別計画・マニュアルなど ）
<p style="text-align: center;">市 公助 (学校等の経営者、管理者)</p>	<p>1 活動体制及び児童生徒等の安全確保</p> <p>(1) 災害対策本部の設置前 市立小中学校、幼稚園、保育園、児童センター、こども発達支援センター及びキッズクラブ、その他の私立幼稚園、保育園、小中学校及び高校は、あらかじめ決められた活動体制をとり、必要な措置を講ずる。</p> <p>(2) 災害対策本部の設置後 市立小中学校、幼稚園、保育園、児童センター、こども発達支援センター及びキッズクラブは、災害対策本部の指揮下に入り、災害応急対応にあたる。</p> <p>また、その他の私立幼稚園、保育園、小中学校及び高校は、各学校等の災害時対応マニュアル等により災害応急対応にあたる。災害対策本部は、これらの学校等への災害情報等の提供を行う。</p> <p>2 施設の応急復旧 施設が被害を受け、授業や保育の実施に支障を生じ、あるいはそのまま放置すると被害が拡大するような場合は、本格的復旧に先立って必要限度の応急復旧を行う。</p> <p>3 教職員の確保 教職員が被災したことにより通常の教育を実施することが不可能となった場合、市内の学校間で調整する。市内で調整できない時は、県に教職員の応援を要請する。</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>> 危険等発生時対処要領、幼保災害対応マニュアル</p>

資料編

第10節 交通・輸送対策

風水害発生時には交通の安全と道路施設保全のため、また、避難者及び応急対策従事者の移送あるいは救助、復旧用物資等の輸送のために、通行禁止及び制限を行い、輸送道路を確保する。

実施主体	活動内容 (> 個別計画・マニュアルなど)
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">市 可児警察署 (可児市建設業 協同組合)</p>	<p>1 道路施設の被害調査 災害発生後速やかに道路、橋りょう等の道路施設の被害調査を行い、通行止めあるいは応急的な措置を実施する。また、市全域の交通の状況を把握し、災害応急体制の早期確立を図る。</p> <p>2 交通規制の実施 (1)市道 道路施設の破損等により交通の危険を防止するため必要がある場合、道路の通行を禁止し、または制限する。また、その旨を県、警察署及び関係機関に通知する。 (2)市道以外 市道以外の道路施設で、その管理者に通知して規制をする余裕のない時は、直ちに警察署に通報して道路交通法に基づく規制を実施し、応急的な規制を行う。</p> <p>3 迂回路の確保 交通規制を行った時は、適当な迂回路を設定し、必要な地点に図示する等一般交通にできる限り支障のないように努める。</p> <p>4 緊急輸送道路の確保 早急な災害応急活動、物資の輸送等を実施可能とするため、緊急輸送道路を優先して、その確保に努める。確保するために必要な場合は、車両移動、放置車両の撤去等の措置命令を行う。</p> <p>5 ヘリコプター緊急離着陸場の確保 物資及び負傷者等の輸送について、緊急輸送道路の確保に加えて、空からの輸送も可能とするためにヘリコプターの緊急離着陸場の確保を行う。</p> <p>----- > 交通規制マニュアル</p>

資料編
<p>防災ヘリコプター緊急離着陸場及び飛行場外離着陸場一覧(資-35) 緊急輸送道路一覧(資-37)</p>

2. 災害応急期（発災から3日後まで）

第11節 水・食料・物資供給活動

大規模な風水害発生時には、り災者及び災害応急対策従事者に対する給水、炊き出し等食料品の供給、生活必需物資の確保とその供給を行う。

実施主体		活動内容（ > 個別計画・マニュアルなど ）
自助	市民	<ul style="list-style-type: none"> • 個人の水、食料は、個人の備蓄で1週間程度は賄うように努める。 • 個人の衣料、日用品等の物資（生活必需品等）は、個人の備蓄物資で賄うように努める。
共助	自治会・自主防災組織	<ul style="list-style-type: none"> • 自治会の防災倉庫に備蓄してある水、食料、物資を地区住民に配給する。 • 不足している水、食料、物資の品目、数量等を市へ連絡する。
公助	市	<p>1 水、食料、物資の配給 災害発生直後は、平常時から指定避難所に備蓄している水、食料、物資を避難者等に配給する。また、水は、断水地域に近い水源地（配水池等）または消火栓から給水車に積載し、または容器により運搬供給する。</p> <p>2 炊き出しの実施 炊き出しは、避難所ごとに避難者が主体となって実施する。また、学校給食が再開されるまでの間、学校給食センターで炊き出しの実施が可能な場合は、当施設を利用する。</p> <p>3 応援の要請 備蓄食料等だけでは不足する場合は、県や民間企業との応援協定に基づき応援を要請する。給水車による飲料水の供給ができない時は、県及び日本水道協会等に対し応援を要請する。</p> <p>4 食料・物資の配送 応援協定に基づく食料、物資等は、一次物流拠点（一時集積配分拠点）である道の駅可児ッテに集積し、二次物流拠点（帷子地区センター、桜ヶ丘地区センター、福祉センター）を経由して避難所ごとに配送する。配送は市が実施するが、状況により民間配送業者に委託する。</p> <p>-----</p> <p>> 水道施設災害対策マニュアル、救援物資集積配分マニュアル</p>

資料編

応援協定一覧（資 - 16）、防災備蓄倉庫内容一覧（資 - 19）

第12節 ライフライン施設応急対策

各ライフライン関係機関は、広域的な支援体制の整備、復旧予定時期の明示による民心の安定、防災関係機関や医療機関への優先的復旧等を図る。

実施主体		活動内容（ > 個別計画・マニュアルなど ）
公助	電力事業者 ガス事業者 電気通信事業者 公共交通事業者	<ul style="list-style-type: none"> 被害状況、復旧予定等を市に連絡する。 防災関係機関、医療機関について優先的な復旧に努める。
	市 （可児市管設備 協同組合）	<ul style="list-style-type: none"> 電気、ガス等のライフライン施設の被害状況、復旧予定等を随時確認する。 水道、下水道施設の被害状況を速やかに収集し、復旧を開始する。 早期復旧のため、復旧用資機材の確保、復旧工事の実施について、上下水道工事業者に協力を要請する。 災害の程度により必要であれば、県及びその他関係機関に応援を要請する。 被害状況、復旧予定等を住民や報道機関に周知する。 <p>-----</p> <p>> 水道施設災害対策マニュアル、下水道事業業務継続計画</p>

資料編

応援協定一覧（資 - 16）

第13節 防疫・食品衛生活動

県の指導、指示に基づき、地域住民、関係団体等の協力を得て被災地の防疫・食品衛生活動を実施する。

実施主体		活動内容（ > 個別計画・マニュアルなど ）
自助	市民	<ul style="list-style-type: none"> 市から家屋用の消毒剤の配給があった場合には、自ら散布して防疫活動に努める。
共助	自治会・ 自主防災組織	<ul style="list-style-type: none"> 避難行動要支援者がいる世帯等には、防疫活動の支援を行う。
公助	市	<p>1 防疫活動</p> <p>感染症等の疫病の発生を防止するため、防疫班を編成し、次の活動を行う。</p> <p>(1)防疫用資機材等の確保</p> <p>(2)家屋用消毒剤の配給</p> <p>(3)避難所における避難者の健康状態の調査、防疫活動</p> <p>(4)感染症法第35条第1項の規定（患者等への質問及び調査）による当該職員の選任（当該職員とは、市内の医師、地域代表者、その他本部長が適当と認める者をいう）</p> <p>(5)臨時予防接種または予防内服薬の投与</p> <p>(6)感染症の発生状況、防疫活動等の広報活動</p> <p>2 食品衛生活動</p> <p>炊き出しを開始した場合、また食中毒症状を呈する者を把握した場合は、その旨を保健所に連絡する。また、食中毒症状を呈する者は、直ちに医療機関に受診させる。</p> <hr/> <p>> 防疫、食品衛生要領</p>

資料編

第14節 ごみ・し尿処理活動

災害時には、大量の廃棄物の発生等により、その処理に支障をきたすおそれがあるが、環境衛生の保全を図るため、その迅速な収集・処理体制を確保する。

実施主体		活動内容（ > 個別計画・マニュアルなど ）
自助	市民	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物は、通常のごみと同様に分別して出すように努める。 ・し尿は、個人備蓄の携帯トイレ、水等により、できる限り各自で処理するように努める。
共助	自治会・自主防災組織	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者がいる世帯等には、ごみの分別、排出の支援を行う。
公助	市	<p>1 清掃班の編成 市職員、市許可業者から成る清掃班を編成し、災害廃棄物及びし尿を収集・運搬する。清掃班は、ごみ収集運搬班とし尿収集運搬班とに区別して編成する。</p> <p>2 ごみ処理 (1) 災害廃棄物を重点とした対応を行い、道路の確保に努め、感染症発生のおそれがある地域を優先して実施する。 (2) 災害廃棄物の分別収集の徹底を被災住民に広報する。 (3) 災害廃棄物の仮置き場、処分方法、処分場所等については、災害廃棄物処理計画により処分を行う。また、リサイクルできない廃棄物は、焼却施設による焼却処分を原則とし、不燃物または焼却できないごみは、不燃物処理施設による破碎処分とする。また不燃物のうち瓦礫類は埋立処分場において処分する。</p> <p>3 し尿処理 (1) 汲み取りは、被災地区の状況を考慮して、優先度に応じ順次実施する。 (2) し尿の処分は、原則としてし尿処理場、下水道終末処理場等において処分する。</p> <hr/> <p>> 災害廃棄物処理計画</p>

資料編

第15節 行方不明者の搜索、遺体の収容及び埋葬

行方不明または死亡者が発生したときは、搜索、遺体の処理、埋葬の各段階において、警察署等関係機関との連絡を密にし、遅滞なく処理し、人心の安定を図る。

実施主体	活動内容（ > 個別計画・マニュアルなど ）
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">公助</p> <p>市 消防団 可茂消防事務組合 可児警察署</p>	<p>1 行方不明者の搜索 行方不明者の搜索は、主に警察署が行い、消防署、消防団はその後方支援に努める。ただし、広域搜索の場合、消防団は、団長の指示により搜索にあたる。</p> <p>2 遺体の収容及び処理 遺体を発見した場合は、速やかに警察に連絡する。警察は、遺体の検視を行い、身元が判明している場合は、遺族等に引き渡す。また、身元不明の遺体及び遺族等への引き渡しが困難な場合は、遺体安置所に一時収容する。遺体安置所は、総合会館分室とし、収容できない場合は地区センターで補完する。 なお、遺体の安置に必要な棺、ドライアイス等は、葬祭業者等から調達する。</p> <p>3 遺体の埋葬（火葬） 身元不明の遺体または遺族から火葬の依頼があった遺体について、市がその必要を認めた場合は、応急的に埋葬（火葬）を行う。</p> <p>4 応援の要請 大規模な災害が発生し火葬場が破損し使用できない場合や、火葬能力を大幅に上回る死亡者があった場合は、岐阜県広域火葬計画により県に対して広域火葬の応援を要請する。</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>> 遺体の収容・埋葬要領</p>

資料編

第16節 広域受援体制

住民の生命、財産を保護するため、必要のある時は各応援協定による応援要請及び自衛隊法(昭和29年法律第165号)第83条第1項の規定に基づく自衛隊災害派遣の要請、消防組織法(昭和22年法律第226号)第44条第1項の規定に基づく緊急消防援助隊の応援等の要請を行う。

実施主体	活動内容 (> 個別計画・マニュアルなど)
<p style="text-align: center;">公 助 市</p>	<p>1 応援要請 各種応援協定等に基づき、応援を要請する時は、次の事項を明らかにして連絡し、後に文書を送付する。また、これら応援協定による支援だけでも不足する場合は、県に応援を要請する。</p> <p>(1)災害の状況 (2)応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量 (3)応援を必要とする職員の職種別人員等 (4)応援を必要とする場所及び期間 (5)その他職員の応援について必要な事項</p> <p>2 広域受援の拠点施設 広域的な受援による物資及び人員の拠点施設は、それぞれ次のとおりとする。また、これらの施設だけでは不十分な場合には、民間施設も活用する。</p> <p>(1)物資 救援物資等の一次物流拠点(一時集積配分拠点)を道の駅可児ッテとし、二次物流拠点は、帷子地区センター、桜ヶ丘地区センター、福祉センターとする。</p> <p>(2)人員 応援部隊の活動拠点は、一次活動拠点を道の駅可児ッテとし、二次活動拠点は、ふれあいパーク・緑の丘、可児市運動公園、Lポート可児とする。</p> <p>3 自衛隊災害派遣要請</p> <p>(1)要請方法 通常時：県支部を通じ知事に文書で要請 緊急時：口頭または電話で直接県支部に要請(事後、文書送達)</p> <p>(2)活動内容 行方不明者捜索、水防活動、消防活動、人員及び物資の緊急輸送、炊飯及び給水等の活動を行う。</p> <p>(3)野営施設の確保 要請後速やかに、野営及び活動拠点となる施設を確保する。</p>

公助	市	<p>4 緊急消防援助隊の要請</p> <p>(1) 要請方法 口頭または電話で県知事に要請（事後、文書送達）</p> <p>(2) 活動内容 人命検索、消防活動、救急活動、救助活動等を行う。</p> <p>緊急消防援助隊とは、大規模災害等において被災した都道府県内の消防力では対応困難な場合に、国家的観点から人命救助活動等を効果的かつ迅速に実施し得るよう、全国の消防機関相互による援助体制。</p>
		<p>➤ 救援物資集積配分マニュアル</p>

資料編
<p>応援協定一覧（資 - 16）、物資及び人員の拠点施設一覧（資 - 37）</p>

第17節 広域支援体制

市外で大規模な被害が発生し、支援の必要が生じた場合、災害支援対策本部を設置し、被災自治体を支援する。

実施主体	活動内容（ 〉 個別計画・マニュアルなど ）
<p style="text-align: center;">公 助 市</p>	<p>1 災害支援対策本部の設置 市外で大規模な被害が生じ、支援が必要と認められる場合は、市長を本部長とする災害支援対策本部を設置し、全庁的な対応を行う。</p> <p>2 被災地の状況把握 県内・広域災害ネットワーク加盟・その他協定自治体にあつては、先遣職員を派遣する等被災地の状況及びニーズを早急に確認する。また、その他の自治体が被災地であった場合についても、国、県等を通じて被災地の状況把握に努める。</p> <p>3 支援の内容 被災自治体のニーズにより、職員の派遣、防災備蓄品による食料、生活必需物資、資機材等の支援、避難者の受け入れ等を行う。また、東日本大震災のような超広域的な災害については、基本的には国、県等が取りまとめて行う支援に同調して行う。 また、住民に対して義援金品の募集を行う。</p>

資料編

可見市災害支援対策本部設置要綱（資 - 81）

第18節 ボランティア活動の推進

各関係機関は、ボランティア活動が円滑に行われるように、受入れ体制の整備や必要な資機材の確保を図る。

実施主体		活動内容（ > 個別計画・マニュアルなど ）
共助	可児市赤十字奉仕団	<ul style="list-style-type: none"> 避難所で行われる炊き出しの応援に努める。
	可児市NPO協会	<ul style="list-style-type: none"> ボランティア活動を行うNPO等の活動を支援する。 災害ボランティアセンターの運営に参加する。
公助	可児市社会福祉協議会	<p>市の要請により、災害ボランティアセンターを災害ボランティアセンター運営マニュアルに定める場所に設置するが、必要に応じて被害が大きい地域に設置する。なお、災害ボランティアセンターは、社会福祉協議会が主体となって次の業務を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) ボランティア活動に必要な情報の発信 (2) ボランティアの受入及びコーディネート (3) ボランティアの受付・登録 (4) ボランティアの救援活動への支援 <p>-----</p> <p>> 災害ボランティアセンター運営マニュアル</p>
	市	<ol style="list-style-type: none"> 災害ボランティアセンターの設置要請 被災状況やボランティアニーズ等から、必要に応じて災害ボランティアセンターの設置を社会福祉協議会に要請する。 ボランティア活動に必要な資機材等の確保 ボランティア活動に必要な資機材、送迎車両等は、市が確保する。

資料編

第19節 災害救助の手続き等

り災者の救助及び健康の保持または救助実施上の関連手続及び災害救助法による救助の基本等について定める。

実施主体	活動内容（ > 個別計画・マニュアルなど ）
<p style="text-align: center;">公 助 市</p>	<p>1 り災者台帳の作成 被害状況の確定調査を行い、各世帯別の被害状況が判明した時は、速やかに「り災者台帳」を作成する。作成に当たっては、次の点に留意する。</p> <p style="margin-left: 2em;">(1) 作成が遅れる場合は、住家等一般被害調査表を一時的に利用する。</p> <p style="margin-left: 2em;">(2) り災者台帳は、救助その他の基本となるので、救助実施状況等をできるだけ具体的に記載し、整備保管しておく。</p> <p>2 り災証明書の発行 被災世帯に対してり災証明書を交付する。ただし、証明書の交付ができない時は、仮り災証明書を製成交付し、後日速やかにり災証明書と交換する。証明書の発行に当たっては、次の点に留意する。</p> <p style="margin-left: 2em;">(1) り災者台帳と照合し、発行に当たっては、契印を行う等発行の事実を判然とし、重複発行（仮証明書と本証明書の重複を含む。）を避けること。</p> <p style="margin-left: 2em;">(2) 遅くとも救援物資支給前に交付または切り替えを終わり、物資支給時には、証明書の提示を求められるようにする。</p> <p style="margin-left: 2em;">(3) 交付手続きは、市役所で行う。</p> <p>3 災害救助法の適用</p> <p style="margin-left: 2em;">(1) 制度の概要 災害が一定規模以上でかつ応急的な救助を必要とする場合は、被災者の保護と社会秩序の保全を図るために災害救助法が適用される。この制度は、県知事が国の機関として応急救助を行うものであるが、救助の一部を市長が行うことができる。</p> <p style="margin-left: 2em;">(2) 費用負担 救助に要した費用については、県が国の負担を得て支弁する。ただし、災害発生直後は、市は一時繰替支弁することもある。</p> <p style="margin-left: 2em;">(3) 適用基準、救助の種類等 適用基準、救助の種類等の詳細については、資料編を参照。</p>

資料編

災害救助法の適用基準等（資 - 55）

3 . 復旧・復興期（発災から4日目以降）

第20節 住宅応急対策

災害により住家を失い、または破損等のため居住することができなくなった者に対する住宅に関する対策を定める。

実施主体	活動内容（ > 個別計画・マニュアルなど ）
<p style="text-align: center;">公 助 市</p>	<p>1 住宅確保等の種別 住宅を失い、または損壊し、若しくは土砂の流入その他によって居住することができなくなった被災者に対する住宅の建設、修繕等は、概ね資料編「住宅の確保・修繕等の種別」の種類及び順位による。</p> <p>2 障害物の除去 住宅またはその周辺に運ばれた土砂、竹木等で日常生活に著しい障害を受けている世帯に対し、障害物の除去を行う。除去作業にあたっては、必要に応じて土木業者等に応援を要請する。</p> <p>3 住宅の応急修繕 住宅が損壊し、当面の日常生活に著しい支障があり、かつ自らの資力では応急修理をすることができない者に対し、住宅の応急処理を行う。修繕にあたっては、必要に応じて建築業者に応援を要請する。</p> <p>4 仮設住宅の建設 住宅を失った被災者のうち、自らの資力では住宅を確保することができない者に対し、仮設住宅を設置候補地に建設し、一時的な居住の安定を図る。 また、避難行動要支援者に十分配慮した住宅の設置等に努めるほか、優先的な入居に配慮する。</p> <p>5 低所得世帯に対する住宅融資 低所得世帯、母子世帯あるいは寡婦世帯について、住宅を失い、または破損等のため居住することができなくなった者で、住宅を補修するため資金を必要とする世帯に対して斡旋する。</p> <p>6 生活保護法による家屋修理 災害救助法が適用されない災害時で、生活保護世帯が被災した場合は、生活保護法により家屋の修理を行う。</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>> 仮設住宅建設計画、仮設住宅入居要領</p>

資料編

住宅の確保・修繕等の種別（資 - 78）

第21節 公共施設災害復旧事業

災害発生後において、避難、医療、給食等、災害復旧の際の中核となる公共施設の応急対策について定める。

実施主体	活動内容（ 〉 個別計画・マニュアルなど ）
公助市	<p>被災した土木、農業その他公共施設等の災害復旧は、被災施設の原形復旧にあわせ、再度災害の発生を防止するため必要な施設の新設または改良を行い、被害の原因、状況その他の条件を十分に検討し、実情に即した復旧計画を樹立するものとする。</p> <p>災害復旧事業の種類は、次のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 公共土木施設災害復旧事業 <ol style="list-style-type: none"> (1) 河川災害復旧事業 (2) 砂防設備災害復旧事業 (3) 林地荒廃防止施設災害復旧事業 (4) 地すべり防止施設災害復旧事業 (5) 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業 (6) 道路災害復旧事業 (7) 下水道施設災害復旧事業 (8) 公園災害復旧事業 2 農林水産業施設災害復旧事業 3 都市災害復旧事業 4 水道施設災害復旧事業 5 住宅災害復旧事業 6 社会福祉施設災害復旧事業 7 公立医療施設、病院等災害復旧事業 8 学校教育施設災害復旧事業 9 社会教育施設災害復旧事業 10 その他の災害復旧事業

資料編

第22節 被災者生活の再建支援

被災者のうち、生活困窮者等に対する生活相談、住宅再建資金等の貸付け及び心身の健康相談について定める。

実施主体	活動内容（ > 個別計画・マニュアルなど ）
可児市社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> 生活福祉資金貸付制度要綱に基づき、災害により被害を受けた低所得者等に対して、災害援護資金の貸付けを行う。ただし、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金の貸付けの対象となる世帯には、原則としてこの資金の貸付けは行わない。
公助 市	<ol style="list-style-type: none"> 生活相談 被災者の生活確保のための相談窓口を設け、その解決に努めるほか、内容に応じて関係機関に連絡する。 災害弔慰金の支給等 災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき、災害により死亡した者の遺族に対して災害弔慰金を、災害により精神または身体に著しい障害を受けた者に対して災害障害見舞金を支給する。また、災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して、災害援護資金の貸付けを行う。また、可児市災害見舞金等支給要綱（平成22年7月20日訓令甲第43号）に基づき、災害により被害を受けた者に対し災害見舞金を支給する。 被災者生活・住宅再建支援金の交付 可児市被災者生活・住宅再建支援金交付要綱（平成22年9月1日訓令甲第44号）に基づき、災害により被害を受けた者に対し、生活に必要な物品の購入または住宅再建のために必要とされる経費等の一部を支援する。ただし、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に基づき支援を受ける者は、重複して支援を受けることはできない。 健康相談 住民等に対する心身の健康に関する相談に応じ、保健指導を実施する。

資料編

- 災害弔慰金の支給等に関する条例（資 - 57）
- 災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（資 - 61）
- 可児市災害見舞金等支給要綱（資 - 64）
- 可児市被災者生活・住宅再建支援金交付要綱（資 - 65）

第23節 災害義援金品の募集・配分

り災者、被災施設その他に関する義援金品の輸送及び配分について定める。

実施主体	活動内容 (> 個別計画・マニュアルなど)
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">市 公助 可児市社会福祉協議会</p>	<p>1 募集・受入</p> <p>(1) 義援物資 食料、生活必需品等の過不足、被災者のニーズ等を十分に把握した上で、市と社会福祉協議会が募集事務を行う。この際には、受入れを希望する物資を明確にし、早期に公表する。また、義援物資の集積場所は福祉センターとする。</p> <p>(2) 義援金 災害発生後速やかに振込金融機関口座を開設する。広く募集を呼びかけるかは、被害状況により判断する。</p> <p>2 配分 義援金品を配分しようとする時は、募集配分に参加する機関の代表者を集め、義援金品配分委員会を開催して、配分に関する事項を決定する。なお、被災者(世帯)に対する配分の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 義援物資 全失世帯 1、半失世帯 1/2、床上浸水世帯 1/3</p> <p>(2) 義援金 死者 1、重傷者 1/2、全失世帯 1、半失世帯 1/2、床上浸水世帯 1/3 ただし、床上浸水 10 日以上在世帯にあつては、物資、金銭とも半失の基準によるものとする。必要に応じ、金銭で物資を購入して配分することができるものとする。</p> <p>3 費用 募集・配分に要する労力等は、できるだけ無料奉仕とするが、輸送その他に要する経費は実施機関において負担する。ただし、実施機関における負担が不可能な場合には、義援金の一部をこの経費に充当して差し支えないこととする。</p> <p>4 管理 義援物資は、福祉センターにおいて管理する。義援金は、会計課において保管管理するとともに現金出納簿を記録し、経理する。なお、預金に伴う利息は、義援金に含めて扱う。</p> <hr/> <p>> 義援金品募集配分マニュアル</p>

資料編

第24節 被災産業の復興

被災した企業や農林業者等の経営維持安定に向けて、資金の貸付け、必要枠の確保、早期貸付け等の措置について定める。

実施主体	活動内容（ > 個別計画・マニュアルなど ）
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">市 （JAめぐみの 可児本部） （可児商工会議所） （可児金融協会）</p>	<p>1 商工業に対する支援 (1) 災害融資計画 被災商工業者の早期復興を図るため、金融機関の斡旋等必要な支援を行う。また、県の災害復旧資金の斡旋を行う。</p> <p>(2) 復旧資材等の調達計画 復旧用の物資、資材の確保または斡旋の要請があった場合は、市内の適切な業者に協力を依頼し、復旧用の物資、資材の確保または斡旋に努める。</p> <p>2 農業・林業・畜産業に対する支援 (1) 農業 水稻被害田の補改植、代作用種子の確保、病害虫の発生防除、肥料等の確保を関係機関に要請する。</p> <p>(2) 林業 林地被害の復旧工事について、特に先行して施行する必要があるもの、または放置し難いものである場合、県にその緊急復旧を要請する。</p> <p>(3) 畜産業 家畜の診療、家畜の防疫に努める。</p>

資料編

